

水道契約の定型約款について

令和2年4月1日施行の民法改正により、「定型約款」に関する規定が新設され水道の契約に関してもその適用を受けます。

「定型約款」とは「定型取引において契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体」とされております。吉見町においては、水道供給契約の条件等を定めた「吉見町水道事業給水条例」と「吉見町水道事業給水規程」がこの定型約款に当たるものになります。

下記のリンク先よりご確認ください。

[吉見町水道事業給水条例](#)

[吉見町水道事業給水規程](#)